

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができる前は払戻しを行いません。

3. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を、給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

4. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する毎日の金額階層区別の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

5. (手数料の取扱い)

(1) 未利用口座管理手数料

- ① この預金口座は、当金庫のホームページ等で別途定める一定の期間預金者による所定のお取引がない場合に未利用口座となります。
- ② この預金口座が、未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫が定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。
- ③ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
- ④ 解約された口座の再利用はできません。
- ⑤ 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は、ご返却いたしません。

(2) その他の手数料

- ① この預金の取引に関するその他の手数料が、改正もしくは新設された場合でも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落します。
- ② 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金（無利息型を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定が適用されます。

以上
〔2024年6月1日現在〕